

令和3年10月1日

税理士 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

人材確保等促進税制について 令和3年度税制改正

新型コロナウイルス感染症が経済や社会に甚大な影響を及ぼす中、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた企業の経営改革の実現に向け、新卒・中途採用による外部人材への投資を積極的に行う企業に対し、法人税等の税額控除額が講じられます。

【適用要件】

青色申告書を提出する全企業が、国内新規雇用者に対して給与等を支給する場合において、新規雇用者給与等支給額が前年より2%以上増加している事

(注1) 新規雇用者給与等支給額とは、雇用保険の一般被保険者に対してその雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額

(注2) 新規雇用者給与等支給額について、雇用安定助成金等の補助金は控除しません

【税額控除額】

上記適用要件を満たした場合、控除対象新規雇用者給与等支給額の15%を税額控除する。この場合において、教育訓練費の額が前年より20%以上増加している場合には、控除対象新規雇用者給与等支給額の20%を税額控除する。

但し、控除出来る税額は法人税等の20%が限度となります。

(注1) 控除対象新規雇用者給与等支給額とは、国内新規雇用者に対してその雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額で、雇用保険の一般被保険者に該当しない給与等を含む

(注2) 控除対象新規雇用者給与等支給額について、雇用安定助成金を控除する

【適用期間】

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度

個人事業者の場合は、令和4年分以後の所得税について適用されます。

また、新規設立で前事業年度が無い場合は適用出来ません。

【所得拡大促進税制の要件緩和】

「所得拡大促進税制」は、中小企業者が前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額に対し税額控除できる制度です。

改正により適用要件が緩和され、令和3年4月1日以降に開始される事業年度より、雇用者給与等支給額が前年と比較して1.5%増加した場合に適用可能となりました。

中小企業者の場合は、人材確保等促進税制と所得拡大促進税制のいずれかを選択する事が可能です。なお、両方の制度を併用する事は出来ません。